



厚生労働省  
埼玉労働局発表  
平成26年11月20日



担 当	埼玉労働局労働基準部	
	健康安全課長	星野定美
	地方産業安全専門官	吉野信夫
	電話	048-600-6246

## 県内の労働災害 8.0%の増加（平成26年1月～10月）

### ～ 年末年始に向けた労働災害防止運動を展開 ～

1 埼玉労働局（局長 阿部充）は、平成26年10月末までに把握された埼玉県内の労働災害の発生状況を取りまとめました。（別添1・2参照）

この結果、平成26年1月から10月に発生した休業4日以上の労働災害は、4,275人と前年同期比で318人（8.0%）の増加と厳しい状況にあります。また、死亡災害も、11月19日現在で29人と前年に比べ9人減となっているものの、特に建設業については、既に昨年1年間の12人を超える15人となっており非常に厳しい状況となっております。

2 このような状況に鑑み、一年の締めくくりである年末及び新年のスタートである年始にかけて労働災害防止の運動を積極的に展開し、本年の災害増加傾向に歯止めをかけ、死亡災害及び休業災害の減少を図るため、以下の対策を講じます。

#### (1) 「埼玉年末・年始無災害運動」の実施（実施要領は別添3）

本日、107の災害防止団体、事業者団体に対し、年末・年始に向けた災害防止の要請を行いました。

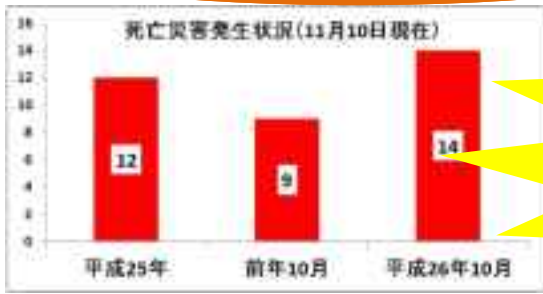
平成26年12月1日から平成27年1月15日までを実施期間とし、特に労働災害が多発・増加している「建設業」、「製造業」、「陸上貨物運送事業」、3次産業の「ビルメンテナンス業」、「小売業」、「社会福祉施設」等に対し、業種別の重点実施事項を示して要請したところです。

#### (2) 建設業の一斉監督の実施 ～12月に集中的に実施～

死亡災害・休業災害が増加している建設業については、北関東4局（埼玉・群馬・茨城・栃木局）が連携して、①足場等からの墜落・転落災害防止、②建設機械による災害防止、③物の飛来・落下災害の防止、④転倒災害の防止を重点に、12月に個別監督を実施します。

また、埼玉労働局においては、国土交通省関東整備局との共催で建設業における労働災害防止研修会、関東整備局・埼玉県に建設業労働災害防止協会埼玉県支部を加えた「埼玉建設工事関係者連絡会議」を開催して、労働災害防止の意識向上を図ります。

建設業の皆様へ



年末年始 死亡・休業災害の撲滅を！



## 死亡災害激増中、休業災害も急増中

埼玉労働局管内における建設業の死亡災害は14人(11月10日現在)、去年同期比5人増加しており、そのうち9人が墜落・転落災害です。また、50歳代以上で7人が亡くなっています。休業災害は613人(10月末現在)で、去年同期比86人増加(16.3%)しており、特に、建築工事業で392人と去年同期比65人増加(20%)している厳しい状況です。

### 建設業死亡災害発生事例(平成26年11月10日現在)

番号	発生月	災害発生のあらまし	年齢	事故の型
1	1月	建設現場に向かう途中スリップして横転、運転者死亡同乗者3名が負傷	40歳代	交通事故
2	2月	太陽光設置工事で天窓を踏み抜き6m墜落	40歳代	墜落・転落
3	2月	木造工事現場で足場板から3m墜落	60歳代	墜落・転落
4	2月	橋脚工事で非排水材撤去作業中、非排水材が落下し下敷きとなる	50歳代	飛来、落下
5	2月	住宅改修工事現場で外壁補修作業中、塀の上から1.3m墜落	60歳代	墜落・転落
6	3月	太陽光設置工事で荷揚用レールを登っている時レールが動き6.7m墜落	20歳代	墜落・転落
7	3月	橋桁上でトラッククレーンに吊り下げたゴンドラごと川に18m墜落し溺れる	30歳代	墜落・転落
8	3月	鉄骨2階建新築工事で塗装作業中に足場板から墜落	50歳代	墜落・転落
9	4月	3本の電線とアース線に倒れかかった伐倒木切断中、伐倒木と共に転落	40歳代	墜落・転落
10	4月	建設工事現場での溶接作業中、10t貨物自動車の前輪に巻き込まれる	70歳代	はさまれ・巻き込まれ
11	6月	エレベーター改修工事で合成樹脂剥離作業中、事業主と有機溶剤中毒	40歳代	有害物等の接触
12	6月	工場解体現場で屋根の解体作業中、スレートを踏み抜き4.6m墜落	50歳代	墜落・転落
13	7月	エレベーター設置のため足場組立中に足場から13.5m墜落	50歳代	墜落・転落
14	8月	空調の吹出口の移設工事で、照明用電気配線により感電	40歳代	感電

死亡・休業災害を撲滅するため現場の総点検、安全教育を実施しましょう！



建設工事では、墜落転落災害・飛来落下災害・機械災害・転倒災害の防止を4つの重点として、労働災害防止対策に取り組みましょう！

4つの重点

墜落・転落災害

飛来・落下災害

機械災害

転倒災害



埼玉県のマスコット「コバトン」



詳しくは裏面をご覧ください



埼玉労働局 (<http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) ・労働基準監督署

## 1 墜落・転落災害防止対策

- 1 高さ2メートル以上の場所での作業では、足場等により作業床を設け、墜落防止の囲い・手すり等を設けましょう。
- 2 作業床を設けることが困難な場合には、親綱を設置し安全帯を使用しましょう。
- 3 屋根・建物の解体や修理、ソーラーパネル設置など、短時間で終了する高所作業の場合には、親綱と子綱（安全ブロック）を使用しましょう。
- 4 はしごを使用する時は、上部と脚部に転移防止措置を講じ、昇降時には親綱又は安全ブロックを使用し、ハーネス型安全帯の使用に努めましょう。



## 2 機械災害防止対策

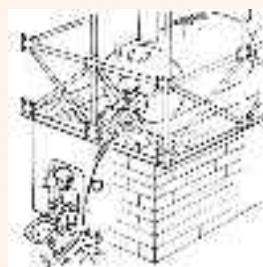


移動式クレーン・ドラッグショベル・高所作業車・鉄骨切断機等の使用時には、

- 1 転倒防止措置を講じましょう。
- 2 資格のある方に運転をさせましょう。
- 3 作業者との接触を防止するため作業半径内の立入を禁止し、やむを得ない場合には、誘導する人を配置しましょう。
- 4 特定自主検査等の法定の定期点検を実施しましょう。

## 3 飛来・落下災害防止対策

- 1 上下作業は原則として禁止しましょう。
- 2 物体が落下する危険のある箇所は、防網などにより立入禁止としましょう。
- 3 材料等の揚げ下ろしには、つり網・つり袋等を使用しましょう。
- 4 上方で作業を行っている場合には、下の労働者に保護帽を使用させましょう。



## 4 転倒災害防止対策



- 1 4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を徹底しましょう。
- 2 床面・通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とし、水たまりや雪・氷は除去しましょう。
- 3 通路・階段・出入口に物を放置せず、階段には滑り止めや手すりを設けましょう。
- 4 履物は、滑りにくく安定したもの着用し、走らないことを徹底しましょう。
- 5 冬場の降雪・凍結による転倒・交通事故を防止をしましょう。

## 「Safe Work SAITAMA」（セーフワークさいたま）について

埼玉労働局では、「Safe Work SAITAMA」（セーフワークさいたま）をキャッチフレーズとして、平成25年度より「埼玉第12次労働災害防止計画」に取り組んでいます。

「Safe Work SAITAMA」ロゴマークは、労働災害の防止などを目的とする場合には自由にご活用いただけます。

詳しくは埼玉労働局ホームページ（<http://saitama-roudoukyoku.jstext.mhlw.go.jp/>）をご覧ください。



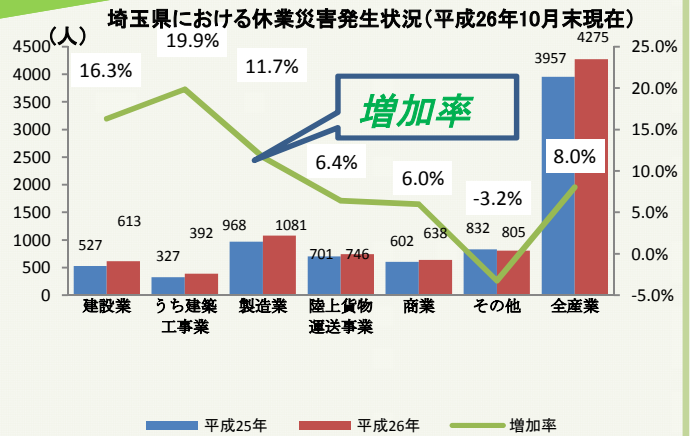
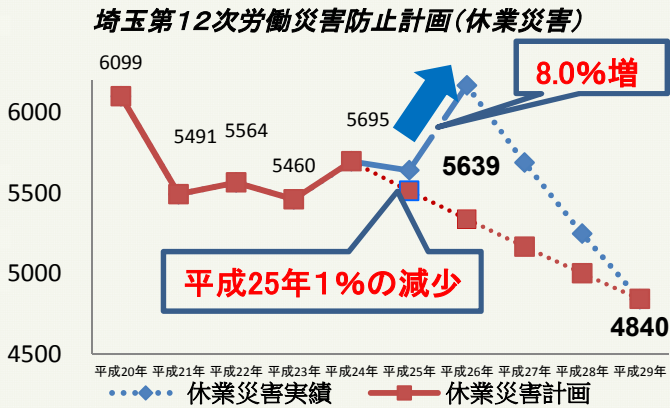
「Safe Work SAITAMA」ロゴマーク



事業主の  
みなさまへ

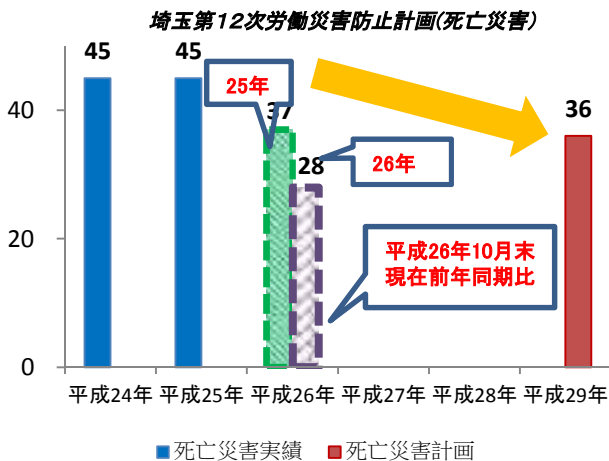
年末年始 ストップ・労働災害！  
労働災害の防止に取り組みましょう。

休業災害が急増しています！

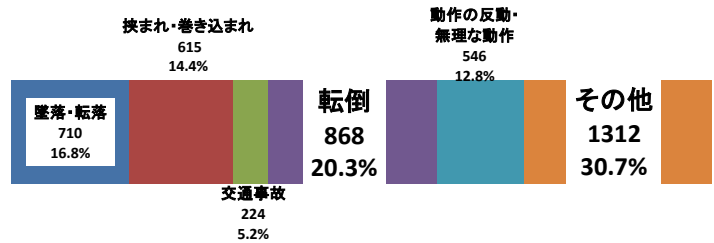


埼玉労働局管内における休業災害は4,275人(10月末現在)で、昨年に比べ**8.0%**と大幅に増加しています。

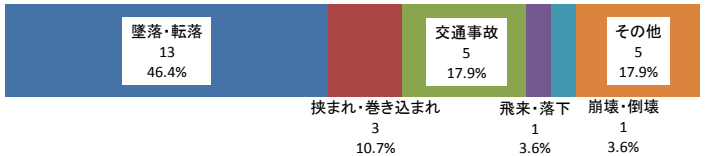
休業災害で転倒災害、死亡災害で墜落・転落災害が多く発生しています！



事故の型別休業災害発生状況(平成26年10月末現在)



事故の型別死亡災害発生状況(平成26年10月末現在)



労働災害ゼロの職場をめざし事業場の総点検を実施しましょう！



事業場では、墜落転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害、交通事故、転倒災害の防止を4つの重点として、労働災害防止対策に取り組みましょう！

4つの重点

墜落・転落災害

はさまれ・巻き  
込まれ災害

交通事故

転倒災害



埼玉県のマスコット「コバトン」

詳しくは裏面をご覧ください



埼玉労働局 (<http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) ・労働基準監督署

## 墜落・転落災害防止対策

- 1 高さ2メートル以上の場所での作業には、足場等により作業床を設け、墜落防止用の囲い、手すり等を設けましょう。
- 2 作業床を設けることが困難な場合には、親綱を設置し安全帯を使用しましょう。
- 3 屋根・建物の解体や修理、ソーラーパネル設置など、短時間で終了する高所作業の場合には、親綱と子綱（安全ブロック）を使用しましょう。
- 4 はしごを使用する時は、上部と脚部に転移防止措置を講じましょう。また、昇降時には親綱又は安全ブロックを使用しハーネス型安全帯の使用に努めましょう。



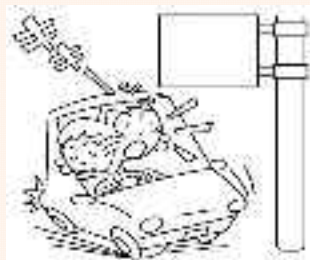
## はさまれ・巻き込まれ災害防止対策



- 1 機械に身体が入らないよう囲い、覆い等を設け、安全装置については有効に機能するよう保持しましょう。
- 2 点検、修理、掃除、調整等を行う場合には、機械を停止し、施錠・表示板等により不用意に他の者が作動させることを防止する措置を講じましょう。
- 3 使用する機械に応じて危険予知訓練及び安全衛生教育を実施・徹底しましょう。

## 適正な労働時間等の管理と走行管理

- 1 安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の管理者を選任するとともに、その役割、責任や権限を定めて、労働者に周知しましょう。
- 2 適正な労働時間等の管理と走行管理を行うとともに自動車運転者の改善基準を守って、十分な睡眠時間を確保しましょう。
- 3 乗務開始前に点呼を実施し、疾病・疲労・飲酒状況等の健康状態を確認しましょう。
- 4 事前に荷役作業の有無、運搬物の重量、適切な荷役用具等を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保しましょう。



## 転倒災害防止対策



- 1 4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を徹底しましょう。
- 2 床面・通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とし、水たまりや雪・氷は除去しましょう。
- 3 通路・階段・出入口に物を放置せず、また、階段には滑り止めや手すりを設けましょう。
- 4 履物は、滑りにくく安定したものを着用し走らないことを徹底しましょう。
- 5 冬場の降雪・凍結による転倒・交通事故を防止をしましょう。

## 「Safe Work SAITAMA」（セーフワークさいたま）について

埼玉労働局では、「Safe Work SAITAMA」（セーフワークさいたま）をキャッチフレーズとして、平成25年度より「埼玉第12次労働災害防止計画」に取り組んでいます。

「Safe Work SAITAMA」ロゴマークは、労働災害の防止などを目的とする場合には自由にご活用いただけます。

詳しくは埼玉労働局ホームページ（<http://saitama-roudoukyoku.jstn.mhlw.go.jp/>）をご覧ください。



「Safe Work SAITAMA」ロゴマーク



署別	さいたま		川口		熊谷		川越		春日部		所沢		行田		秩父		合計		増減	
	平成25年	平成26年	平成25年	平成26年	平成25年	平成26年	平成25年	平成26年	平成25年	平成26年	平成25年	平成26年	平成25年	平成26年	平成25年	平成26年	平成25年	平成26年		
林業	0	6	2		0	3	0	3	1	3	2	2	3		2	4	10	21	11	
建設業	土木工事業	22	36	6	6	10	8	10	17	29	25	15	21	4	6	7	7	103	126	23
	建築工事業	115	103	41	35	28	47	26	64	67	68	30	55	16	15	4	5	327	392	65
	木造建築工事業	28	27	3	4	3	10	3	15	14	19	3	7	3		1		58	82	24
	その他	7	15	24	17	6	13	14	10	31	25	7	12	8	1	0	2	97	95	-2
	小計	144	154	71	58	44	68	50	91	127	118	52	88	28	22	11	14	527	613	86
製造業	食料品	51	59	23	23	33	29	55	70	66	85	42	61	16	26	2	6	288	359	71
	繊維製品	3	1	2	1	0	1	2		6	7	1	2	5	2	0	1	19	15	-4
	木材木製品	4	2	5	6	1	2	7	15	9	12	6	4	5	2	1	3	38	46	8
	パルプ紙製品	3	4	5	4	5	1	9	2	16	13	10	6	2	1	0		50	31	-19
	印刷・製本	6	11	12	19	3	4	4	5	14	13	8	5	1	2	0		48	59	11
	化学工業	6	12	5	4	17	10	10	12	32	26	7	11	6	10	0		83	85	2
	窯業土石製品	4	6	2	1	10	12	8	5	2	3	1	2	5	1	1	3	33	33	0
	非鉄精錬	3	3	5	4	4	6	5	5	8	2	1	2	1	4	2	1	29	27	-2
	鋳物	4	1	10	11	0		3		1	9	0	3	6	3	0		24	27	3
	金属製品	16	14	30	29	15	13	21	27	56	64	13	23	7	11	1	1	159	182	23
	一般機械器具	7	8	7	13	4	6	3	3	11	11	8	8	4	2	1	1	45	52	7
	電気製品	4	10	3		2	4	2	6	5	2	2	2	1		0	1	19	25	6
	輸送用機械器具	6	7	0	3	8	8	8	9	2	3	7	3	8	2	0		39	35	-4
	その他	21	20	1	8	12	11	14	16	24	33	13	12	6	5	3		94	105	11
	小計	138	158	110	126	114	107	151	175	252	283	119	144	73	71	11	17	968	1,081	113
交通運輸事業	17	18	2	5	3	7	8	4	14	8	19	18	2	2	0		65	62	-3	
陸上貨物運送事業	132	128	111	97	67	52	57	67	207	258	80	92	37	42	10	10	701	746	45	
その他の事業	503	522	186	170	150	156	235	238	307	351	221	228	65	68	19	19	1,686	1,752	66	
清掃業	22	25	8	6	21	13	18	9	26	31	22	24	10	8	0		127	116	-11	
ビルメンテナンス業	42	56	6	3	5	8	10	19	11	13	9	6	1	1	0		84	106	22	
小売業	141	123	46	42	35	44	52	60	95	109	51	65	18	21	10	6	448	470	22	
飲食店業	50	51	22	17	11	7	19	12	21	41	20	13	5	5	0		148	146	-2	
警備業	12	18	2		2	1	13	8	6	9	11	7	0	1	0	1	46	45	-1	
社会福祉施設	35	54	31	25	14	22	24	14	36	39	21	10	8	9	3	6	172	179	7	
合計	934	986	482	456	378	393	501	578	908	1,021	493	572	208	205	53	64	3,957	4,275	318	

(注) 1) この表は労働者死傷病報告により集計した休業4日以上の死傷病災害件数である。また、前年発生件数は作成時の同期発生件数である。

増減率 8.0%

2) 陸上貨物運送事業には、貨物取扱業が含まれる。

平成26年 死亡災害発生状況

別添2  
埼玉労働局

業種別(同期比較)

		業種別累計						増減	
業種		平成24年	交通事故	平成25年	交通事故	平成26年	交通事故	増減	除く交通事故
製造業		15	2	9	1	5		-4	-3
鉱業								0	0
建設業		12	1	10	1	15	1	5	5
交通運輸事業								0	0
陸上貨物運送事業		6	3	5	3	4	3	-1	-1
農林業		1		1				-1	-1
その他		8	3	13	4	5	1	-8	-5
全産業		42	9	38	9	29	5	-9	-5

署別(同期比較)

		署別累計						増減	
監督署		平成24年	交通事故	平成25年	交通事故	平成26年	交通事故	増減	除く交通事故
さいたま		8	3	5	1	5		0	1
川口		3		6	1	6	2	0	-1
熊谷		5	3	1		1		0	0
川越		5	1	3	1	5	1	2	2
春日部		11	1	8	3	6		-2	1
所沢		5		8	1	5	2	-3	-4
行田		2	1	4	1			-4	-3
秩父		3		3	1	1		-2	-1
全署合計		42	9	38	9	29	5	-9	-5

業種別・事故の型別

業種	事故の型	墜落・転落	巻き込まれ・巻き込まれ	飛来・落下	激突され	火災	交通事故	崩壊・倒壊	転倒	その他	合計	前年合計	前年比
		製造業	1	1		1			1		1	5	9
鉱業											0	0	0
建設業	10	1	1				1			2	15	10	5
交通運輸事業											0	0	0
陸上貨物運送事業	1						3				4	5	-1
農林業											0	1	-1
その他	2	1					1			1	5	13	-8
合計		14	3	1	1	0	5	1	0	4	29	38	-9
前年合計		9	9	2	4	0	9	0	1	4	38		
前年比		5	-6	-1	-3	0	-4	1	-1	0	-9		

(注) 平成26年死亡者数は前年同期比 **23.7%** 減少している。

交通事故による死亡者数は内数である。

陸上貨物運送事業には、貨物取扱業を含む。

本集計は発生日によるものである。

平成26年11月19日現在



## 埼玉年末・年始無災害運動実施要領

埼玉労働局では、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間の計画期間とする埼玉第 12 次労働災害防止計画（以下「埼玉 12 次防」という。）において、労働災害による死亡者数について平成 29 年に平成 24 年と比較して 20%以上の減少、死傷者数について同じく 15%以上の減少を全体目標とし、さらに、その実現性を高めるために重点業種を定め、第三次産業のうちの小売業、飲食店、社会福祉施設及び陸上貨物運送事業では死傷災害の減少を、製造業及び建設業では死亡災害の減少を図るべく、業種ごとに数値目標を掲げて推進している。

しかし、県内における本年 10 月末日現在の労働災害の発生状況をみると、死亡者数については、全産業で 28 人と昨年同期比で 9 人（24.3%）減少となっており、製造業では 4 人減の 5 人、陸上貨物運送事業では 1 人減の 4 人という状況にあるが、特に建設業については、既に昨年 1 年間の 12 人を超える 14 人となっており、昨年同期の 9 人と比較しても 5 人増と非常に厳しい状況となっている。

一方、休業 4 日以上死傷者数についても、全産業で 4,275 人と昨年同期（3,957 人）に比べ 318 人、8.0%増加している。工業的業種は 2,523 人（前年同期比 252 人、11.1%増）と増加し、製造業 1,081 人（同 113 人、11.7%増）、陸上貨物運送事業 746 人（同 45 人、6.4%増）、建設業 613 人（同 86 人、16.3%増）の順にその件数が多く、この 3 業種で約 6 割を占めている。さらに、ビルメンテナンス業で 106 人（同 22 人、26.2%増）、小売業で 470 人（同 22 人、4.9%増）、社会福祉施設で 179 人（同 7 人、4.1%増）となっており、何としても増加する労働災害に歯止めをかけることが喫緊の課題となっている。

このような状況の中、年末年始の繁忙期を迎え、荷動きの増加、気象条件、交通事情等の作業環境の変化、普段の作業や生活のリズムが変わりやすくなることに加え、事業場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行われない非常作業等が多くなることなどによる労働災害の増加が懸念される時期となる。

このため、安全衛生意識高揚により埼玉 12 次防の取組みを促進し、埼玉、千葉、東京、神奈川 4 労働局が推進している「Safe Work」のキャッチフレーズの下、各事業場において、災害防止のため特別な配慮を講じ、年末及び年始にかけて労働災害防止活動を積極的に展開し、増加する死傷災害及び死亡災害の減少を図るため、「埼玉年末・年始無災害運動」を実施することとする。

### 1 実施期間

平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 1 月 15 日まで

### 2 主唱者

埼玉労働局、管下各労働基準監督署

### 3 実施者

事業者

### 4 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体、建設工事発注機関等に対する協力要請
- (2) 年末年始に労働災害の多発が懸念される業種に対する指導・要請
- (3) ホームページ、記者発表等による広報
- (4) 事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
- (5) 「Safe Work SAITAMA」の普及促進

### 5 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる年末年始時期に係る安全衛生方針の決意表明
- (2) 安全衛生管理体制の確立、確認
- (3) リスクアセスメントの推進
- (4) 作業マニュアルの点検、確認、作成
- (5) 作業マニュアルに基づく安全衛生教育の実施
- (6) 作業開始前ミーティングの実施
- (7) KY（危険予知）活動の実施
- (8) 安全衛生パトロールの実施
- (9) 業務繁忙期における無理な計画に基づく作業の排除
- (10) 職場の整理・整頓・清掃・清潔（4S）の徹底
- (11) 火気の点検、確認等火気管理の徹底



- (12) 降雪期を考慮した交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- (13) 荷主として運送事業者に荷役作業を行わせる場合の荷台からの墜落防止の安全対策
- (14) 「Safe Work SAITAMA」のキャッチフレーズ、ロゴマークの活用による安全衛生の意識高揚

## 6 災害多発・災害増加業種の重点実施事項

### (1) 製造業

- ア 加工用機械、運搬装置等の安全装置、安全カバーの設置によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止
- イ 労働安全衛生規則改正された食品加工用機械の対策の実施
- ウ 非定常作業、故障時のマニュアル確認及び安全作業の徹底
- エ 通路、階段、作業床等の墜落、転倒防止のための改善
- オ フォークリフト、クレーン等の資格者の確認と資格者による作業
- カ 用具の正しい使用方法による作業
- キ 重量物扱いの災害性腰痛、捻挫防止のための正しい方法による作業
- ク 積雪、凍結による転倒災害の防止対策

### (2) 陸上貨物運送事業

- ア 過労運転及び降雪、凍結による交通労働災害の防止
- イ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく次の災害防止対策
  - ① 荷台からの墜落・転落防止
  - ② フォークリフト、クレーン等の災害防止
  - ③ コンベヤーによる災害防止
  - ④ ロールボックスパレットによる災害防止
  - ⑤ 転倒による災害防止
  - ⑥ 腰痛防止対策
  - ⑦ 荷崩れ、荷の落下による災害防止
  - ⑧ 陸運事業者と荷主との連絡調整
- ウ 積雪、凍結による転倒災害の防止対策

### (3) 建設業

- ア 法令に基づく足場の設置、開口部の手すり等の設置又はそれらを設けることが困難な場合の安全帯の使用による墜落・転落災害の防止
- イ 足場先行工法、手すり先行工法の実施
- ウ 車両系建設機械、クレーン等に係る作業半径内立入禁止措置等安全作業の徹底
- エ 規則改正された解体用機械の対策の実施
- オ 携帯用丸のこ盤の安全教育の徹底と歯の接触予防装置の確実な使用
- カ 作業計画に基づく適切な作業
- キ 足場等の防護ネットの設置等による高所からの落下物災害の防止
- ク 脚立、梯子、ワイヤーロープ等の点検と特に梯子使用時の緊結、転位防止、昇降時の安全ブロック及び安全帯の使用等適切な作業方法による作業
- ケ 作業主任者の作業指揮に基づく作業
- コ 新規採用者に対する安全衛生教育の実施
- サ 積雪、凍結による転倒災害の防止対策

### (4) 小売業・飲食店

- ア 事業者の安全衛生方針の確認、所信表明
- イ 4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の推進等による転倒・転落災害の防止
- ウ 床等の水、油、氷等の清掃、除去
- エ 労働安全衛生規則改正された食品加工用機械の対策の実施
- オ 刃物、脚立、梯子等の正しい使用方法による作業
- カ 床面、通路、階段等での転倒、墜落防止のための設備改善
- キ 無理な姿勢による荷の取扱作業の排除による腰痛の防止
- ク 交通法規遵守による交通労働災害の防止
- ケ 雇入れ時の安全衛生教育の徹底
- コ ガイドラインに基づく安全推進者の配置
- サ 積雪、凍結による転倒災害の防止対策

### (5) 社会福祉施設

- ア 新規開設時の安全衛生対策の確認
- イ 事業者の安全衛生方針の確認、所信表明
- ウ 4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の推進等による転倒・転落災害の防止

エ 床等の水、油等の清掃、除去  
オ 床面、通路、階段等での転倒、墜落防止のための設備改善  
キ 無理な姿勢による作業の排除、補助具等による腰痛の防止  
ク 雇入れ時の安全衛生教育の徹底  
ケ ガイドラインに基づく安全推進者の配置  
コ 積雪、凍結による転倒災害の防止対策